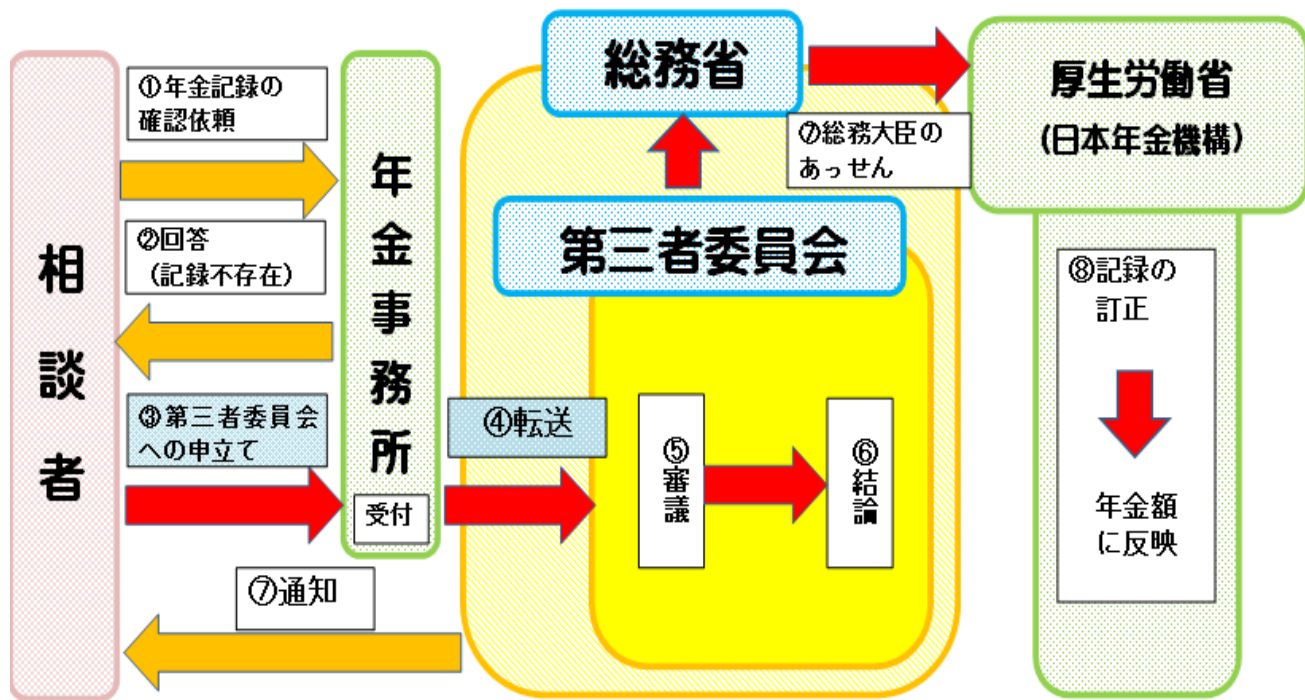


平成24年度 年金記録確認第三者委員会の活動の状況

【年金記録確認第三者委員会とは】

- 年金記録問題への対応の一つとして、年金記録の訂正の申立てについて国民の立場に立って公正な判断を示すことを任務とし、平成19年6月、総務省に臨時の機関として緊急に設置された審議会
- 総務大臣は、第三者委員会の判断結果に沿って、厚生労働大臣に対し、年金記録の訂正をあっせん
- 中央委員会(本省)(委員長:高野利雄弁護士(元名古屋高等検察庁検事長))及び全国50か所(※)に地方委員会が置かれ、平成25年3月末現在、608人の委員が任命され、年金記録の確認の申立てについて審議 (※)平成25年5月16日、ブロック単位(全国9か所)に集約



※ 次ページ以降のデータは、平成25年3月31日現在の中央委員会及び地方委員会全体の処理件数等の速報値で、今後、修正があり得る。

1 委員会発足以降の申立ての処理状況

○ 発足以来の累計では、266,314件の申立てを受け付け、 261,977件を処理

(第三者委員会での処理233,045件、日本年金機構段階での処理(※) 28,932件)

※ 記録訂正の申立てのうち、定型的に処理できる一定の条件に当てはまるもの等については、第三者委員会に転送されず、日本年金機構段階で処理(記録訂正等)されている。

○ 累計受付件数に対する処理率は98.4%

年度別／累計の申立受付・処理件数及び処理率

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (速報値)
当該年度の受付件数	50,752 (50,752)	49,807 (100,559)	60,374 (160,933)	59,912 (220,845)	27,606 (248,451)	17,863 (266,314)
当該年度の処理件数	5,796 (5,796)	56,685 (62,481)	61,117 (123,598)	68,795 (192,393)	48,961 (241,354)	20,623 (261,977)
日本年金機構段階で処理	-	2,943 (2,943)	3,740 (6,683)	6,290 (12,973)	6,843 (19,816)	9,116 (28,932)
記録訂正	-	692 (692)	1,403 (2,095)	2,458 (4,553)	5,063 (9,616)	8,146 (17,762)
取下げ等	-	2,251 (2,251)	2,337 (4,588)	3,832 (8,420)	1,780 (10,200)	970 (11,170)
第三者委員会で処理	5,796 (5,796)	53,742 (59,538)	57,377 (116,915)	62,505 (179,420)	42,118 (221,538)	11,507 (233,045)
記録訂正が必要と判断	2,397 (2,397)	20,368 (22,765)	27,562 (50,327)	30,381 (80,708)	19,631 (100,339)	5,454 (105,793)
記録訂正が不要と判断	2,938 (2,938)	31,176 (34,114)	26,956 (61,070)	28,879 (89,949)	20,791 (110,740)	5,658 (116,398)
取下げ等	461 (461)	2,198 (2,659)	2,859 (5,518)	3,245 (8,763)	1,696 (10,459)	395 (10,854)
当該年度末時点の処理率	11.4%	62.1%	76.8%	87.1%	97.1%	98.4%

()の数値は当該年度末の累計件数である

○ このうち年金記録の回復が図られたものは123,555件(51.5%)

(年金記録の回復が図られた123,555件は、処理件数261,977件から本人取下げ等22,024件を除いた239,953件の51.5%に当たる)

* 第三者委員会の調査審議により記録訂正 105,793件

(記録訂正が必要と判断した105,793件は、第三者委員会の処理件数233,045件から本人取下げ等10,854件を除いた222,191件の47.6%に当たる)

* 日本年金機構段階で記録回復 17,762件

2 平成24年度の申立ての受付及び処理状況

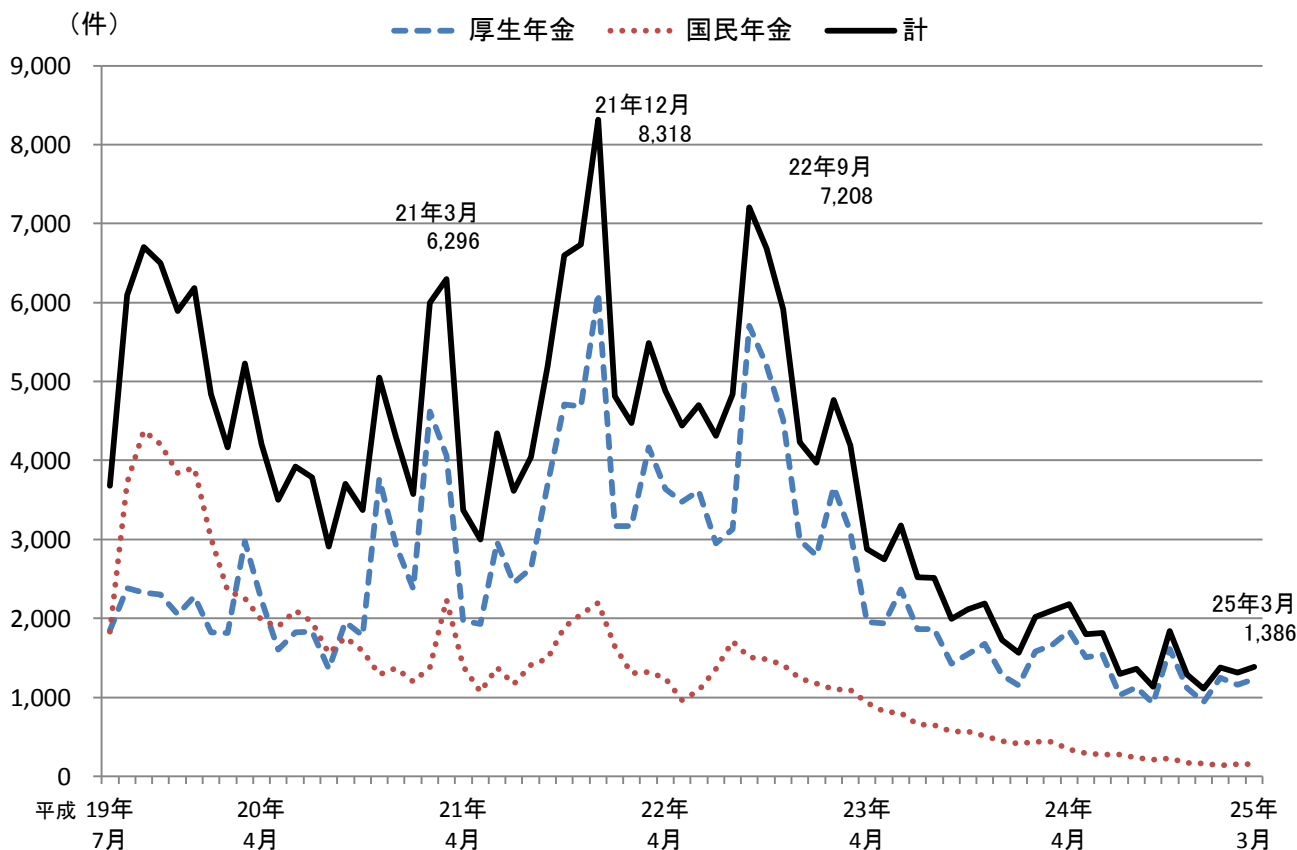
○ 平成24年度の申立受付は17,863件

前年度27,606件から約35%の減少。平成21年度(約6万件)の3割以下

○ 平成22年9月以降、申立受付件数は大きく減少の傾向。ピーク時の約8割減

平成25年3月の受付件数は1,386件で、ピーク時(21年12月:8,318件)の約8割減

月ごとの申立て受付件数推移



【参考】
日本年金機構
(旧社会保険庁)
の取組

H19.12~20.10
ねんきん特別便
発送

H21.4~ ねんきん定期便発送

H22.9 脱退手当金についてのお知らせ発送

○ 平成24年度に受け付けた17,863件のうち、13,526件(76%)の処理が終了

→ 昨年同時期(平成23年度終了時点)での23年度受付事案の処理率は74%

- * 第三者委員会での処理 6,046件
- * 日本年金機構段階での処理 7,480件

・ 平成24年度には23年度以前の受付分も含め、20,623件を処理

- * 第三者委員会での処理 11,507件
- * 日本年金機構段階での処理 9,116件

・ このうち年金記録の回復が図られたものは13,600件

(年金記録の回復が図られた13,600件は、処理件数20,623件から本人取下げ等1,365件を除いた処理件数19,258件の70.6%に当たる)

* 第三者委員会の調査審議により記録訂正 5,454件

(記録訂正が必要と判断した5,454件は、第三者委員会の処理件数11,507件から本人取下げ等395件を除いた11,112件の49.1%に当たる)

* 日本年金機構段階で記録回復 8,146件

3 要処理残件数

○ 要処理残件数(※)は4,337件まで減少

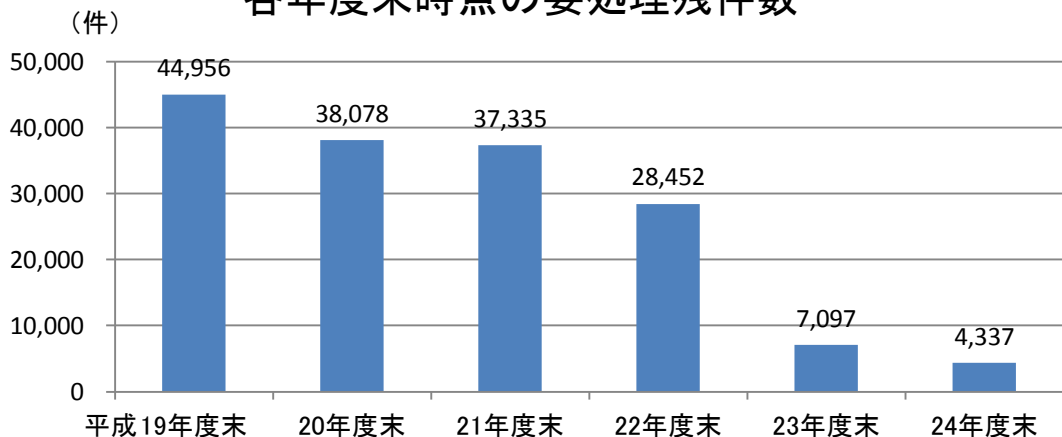
→ 平成19年度末(約45,000件)の約10%にまで減少

→ いわゆる「処理着手待ち」となっている事案はほぼなくなっている状態

※ 要処理残件数

= 年金事務所での受付件数 - (日本年金機構段階での処理件数 + 第三者委員会での処理件数)

各年度末時点の要処理残件数



※当該数値は各年度末時点に確定した要処理残件数である